

第3章

個人情報取り扱い安全度チェック

第3章 個人情報取り扱いの安全度チェック

ここでは、民生委員・児童委員活動を進めるうえで配慮しなければならない点について、事例を通して考えてみます。

①個室のない喫茶店で、不登校のA子ちゃんへの支援策について先輩委員に相談した。

問題がない 問題がある どちらともいえない

②地域で高齢者Aさんの見守りネットワークを立ち上げたので、ネットワーク間の連携が円滑に図れるよう、ネットワークの支援者名簿（住所、電話番号を含む）を作成、配布したが、馴染みのメンバーなので特に事前の同意はとらなかった。

問題がない 問題がある どちらともいえない

③緊急時に迅速な対応が図れるよう、担当地域の要支援者名簿を玄関の電話機近くに置いている。

問題がない 問題がある どちらともいえない

④福祉事務所で生活保護受給者名簿を受け取った後、車で公民館に向かい、名簿を車内に置いたまま地域行事の打ち合わせに参加した。

問題がない 問題がある どちらともいえない

⑤地区委員会において事例検討会を開いたが、守秘義務をもつ民生委員児童委員のみの会議だったので、実名で事例を出し合った。

問題がない 問題がある どちらともいえない

⑥介護事業者から、友愛訪問をしている家庭のことを聞かれたので、参考になることを伝えた。

問題がない 問題がある どちらともいえない

⑦警察から任意で隣人の様子について聞かれたので答えた。

問題がない 問題がある どちらともいえない

⑧近所のコンビニで、要援護者の世帯状況やサービス利用状況などが記載されたリストをコピーした。

問題がない 問題がある どちらともいえない

⑨数年前のひとり暮らし高齢者名簿が不要になったため、裏紙をメモ用紙として活用した。

問題がない 問題がある どちらともいえない

⑩見守り活動をしている対象者と何日も連絡をとれず心配だが、個人情報なのでどこにも相談せず様子を

みている。

問題がない 問題がある どちらともいえない

⑪子育てサロンに参加している親子の様子を、「活動を記録として残しておくために」と説明した後に写真を取り、後日広報誌に掲載した。

問題がない 問題がある どちらともいえない

⑫夜中になると子どもの泣き声が近所中に響き渡り、児童虐待ではないかと心配しているが、両親からはしつけであるとの説明を受け、決定的な証拠がないため通報せずに見守りを続けている。

問題がない 問題がある どちらともいえない

①～⑫の解説

①個室のない喫茶店で、不登校のA子ちゃんへの支援策について先輩委員に相談した。

問題がない 問題がある どちらともいえない

→喫茶店やバス、電車など、不特定多数の集まる場所では、思わぬ人が近くで話を聞いている可能性があります。たとえ実名をださなくとも、身近な地域であるがゆえに家族関係や事例の経過等の情報から、本人の特定につながってしまうことも考えられます。不特定多数の集まる場所では民生委員・児童委員活動に関することは話さない、ということを徹底し、喫茶店であれば個室のあるところを利用する、自宅でも家族がいるところでは話さないなど日ごろから心がけておく必要があるでしょう。

②地域で高齢者Aさんの見守りネットワークを立ち上げたので、ネットワーク間の連携が円滑に図れるよう、ネットワークの支援者名簿(住所、電話番号を含む)を作成、配布したが、馴染みのメンバーなので特に事前の同意はとらなかった。

問題がない 問題がある どちらともいえない

→ネットワークを組んで支援者間の名簿を作成することは、見守り活動を円滑に進めるうえで大切なことではありますが、支援者に無断で名簿を作成、配布することには問題があります。まず、名簿に記載する個人情報収集の際には、利用目的を明確にし、どの範囲の個人情報を誰と共有するかということを一丁に説明したうえで了解を得ておく必要があります。

③緊急時に迅速な対応が図れるよう、担当地域の要支援者名簿を玄関の電話機近くに置いている。

問題がない 問題がある どちらともいえない

→要支援者の名簿など個人データの管理は、确实慎重に行うことが求められます。

こうした名簿や個人情報が含まれる書類は、鍵のかかるロッカーや引き出しに入れておくことが望まれますが、鍵がない場合でも、書類は定められたところに保管し、家族の目にもふれないよう最善の注意を払う必

要があります。

- ④福祉事務所で生活保護受給者名簿を受け取った後、車で公民館に向かい、名簿を車内に置いたまま地域行事の打ち合わせに参加した。

問題がない 問題がある どちらともいえない

→個人データの含まれた書類やパソコンが自動車から盗まれたり、置き引きにあたりといった事故が多数報告されています。個人情報を持ち出すとそれだけ紛失のリスクが大きくなり、管理も難しくなるため、持ち出さないことが原則となります。この事例のようにやむを得ず携帯した個人データは肌身離さず、紛失しないよう最善の注意を払う必要があります。

- ⑤地区委員会において事例検討会を開いたが、守秘義務をもつ民生委員児童委員のみの会議だったので、実名で事例を出し合った。

問題がない 問題がある どちらともいえない

→民生委員・児童委員には法律で守秘義務が課せられているため、実名で事例を出し合うことが絶対的に問題であるとはいえません。しかし、対象者の個人情報を把握するのは活動にかかわる必要最小限の人に限定しておくのが基本であり、不必要に実名を用いて事例検討会を行うのは好ましいことではありません。また、資料を作成する際には、個人が特定できないよう個人情報をアルファベット標記するなどの配慮が必要なことはもちろん、場合によっては個人情報が掲載された資料を勉強会終了後回収することも必要となります。

- ⑥介護事業者から、友愛訪問をしている家庭のことを聞かれたので、参考になることを伝えた。

問題がない 問題がある どちらともいえない

→介護事業者といえども、本人の了解を得ずに情報提供を行うことは、第三者への不適切な情報提供と捉えられてしまう可能性があります。情報提供を行う際は、本人に「どこの事業者から、どのような内容の情報提供を求められているか」を説明し、本人の了解を得たうえで事業者に情報提供を行うことが原則となります。

- ⑦警察から任意で隣人の様子について聞かれたので答えた。

問題がない 問題がある どちらともいえない

→基本的に個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない(23条)こととなっていますが、国の機関等への協力を行う場合にはこの限りではないと定められています。法令に基づく場合(刑事訴訟法に基づく令状による捜査や捜査に必要な取調べなど)はもとより、任意捜査の場合(警察の任意の求めに応じて個人情報を提出する場合など)でも国の機関等への協力にあたりますので、警察手帳等で身分を確認したうえで、隣人の様子について答えることは問題ないといえるでしょう。

⑧近所のコンビニで、要援護者の世帯状況やサービス利用状況などが記載されたリストをコピーした。

問題がない 問題がある どちらともいえない

→民生委員・児童委員がコンビニでコピーをして、コピーを店内に置き忘れ、取りに戻ったが見つからなかった、という情報漏えい事故が実際に起こっています。また、最近のコピー機は用紙何枚か分の記録が残るメモリー機能を搭載していたりしますので、そこから情報が洩れることも考えられます。そういったリスクをできるだけ避けるためにも、「個人情報の掲載された資料などのコピーはとらない」ことを原則にし、ながら、やむを得ずコピーをとるときは、民児協の事務局や社協等事務所のコピー機を使用するなどの配慮が必要です。

☆民生委員による個人データ紛失事例Ⅰ（2003年9月）

A県の民生委員が、担当地区の高齢者120人の個人情報を記した名簿を紛失したことが判明。民生委員はスーパーのコピー機で「敬老祝金品支給対象者名簿」を複写。原本は持ち帰ったが、コピー数枚を置き忘れた。同日夜、紛失に気付き、同店警備員に依頼して捜したが見つからなかった。名簿は地方自治体が作成し、この民生委員が担当している65歳以上の約120人の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号が記されていた。

☆民生委員による個人データ紛失事例Ⅱ（2004年3月）

B県の民生委員が、低所得者など約20世帯分の個人情報が入った資料を紛失していたことが判明。県によると、この民生委員は前月、資料30枚分をコンビニでコピーした際、コピーを店内に置き忘れ、取りに戻ったが見つからなかった。約20世帯分、延べ約30人分の居住地区や名前が「低所得者」「母子家庭」「高齢者の一人暮らし」などの欄ごとに記されていた。

⑨数年前のひとり暮らし高齢者名簿が不要になったため、裏紙をメモ用紙として活用した。

問題がない 問題がある どちらともいえない

→裏紙をメモ用紙として活用することで、誤って家族や他人の手に渡ってしまう危険があります。個人情報の掲載されている書類は、不要となった時点で速やかに破棄することを心がけましょう。

⑩見守り活動をしている対象者と何日も連絡をとれず心配だが、個人情報なのでどこにも相談せず様子を見ている。

問題がない 問題がある どちらともいえない

→個人情報を保護することは必要ですが、本人の身体や生命、財産に危険が及ぶことが予想される場合は、本人の了解が得られない場合であっても、速やかに関係機関に連絡をとり、関係機関と協力しながら必要な支援を検討することが必要です。この場合、本人の安否を確認することが急務になりますので、より公共性が高く速やかに対応できる関係機関と連絡を取って、安否確認をするということが考えられます。生命にかかわる活動であるという認識のもとに、緊急連絡先などを本人から掲示しておい

てもらうなどの普段の備えが必要です。

なお、個人情報保護法第23条には、「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」との「第三者提供の制限」に関する定めのほか、その例外として「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」を挙げています。

- ⑪子育てサロンに参加している親子の様子を、「活動を記録として残しておくために」と説明した後に写真を取り、後日広報誌に掲載した。

問題がない 問題がある どちらともいえない

→活動を記録として残していくことはとても大切です。しかし、広報に掲載すると、不特定多数の方の目に触れることになるため、**広報誌に写真を掲載する旨を事前に参加者に対して説明し、同意を得ておく**とともに、内容に応じ、**顔や姿がはっきり分からないように撮影する**などの配慮が必要となります。

- ⑫夜中になると子どもの泣き声が近所中に響き渡り、児童虐待ではないかと心配しているが、両親からはしつけであるとの説明を受け、決定的な証拠がないため通報せずに見守りを続けている。

問題がない 問題がある どちらともいえない

→児童虐待や高齢者虐待のケースの場合、個人情報保護の考えを過度に遵守しすぎることにより、支援を必要とする人自身に取り返しのつかない不利益をもたらす恐れがあります。このような場合には、市町村や子ども家庭センター、地域包括支援センターなどの**しかるべき機関への緊急通報など、本人の安全や生命を最優先した対応**が求められます。

また、このケースは個人情報保護法ではなく、児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）や高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）の考え方にしたがって対応することとなります。両法とも、守秘義務に関する法律の規定が通告・通報を妨げるものであってはならないとの規程があり、本人の安全や生命を第一に、虐待が疑われた場合は、速やかに関係機関へ通告・通報を行うことが求められます。